事務連絡

令和２年５月20日

　　　　　 医療計画主管課

各都道府県　　　　　　　　　　　　　　御中

介護保険事業支援計画主管課

厚生労働省医政局地域医療計画課

　厚生労働省老健局介護保険計画課

第７次医療計画（中間見直し）及び第８期介護保険事業（支援）計画の策定に係る医療療養病床を有する医療機関及び介護療養型医療施設からの転換意向の把握について

令和２年度は第７次医療計画の見直し及び第８期介護保険事業（支援）計画作成が同時に検討される年度であり、引き続き、病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、これらの計画における整合性を確保することが重要であり、医療療養病床を有する医療機関及び介護療養型医療施設から介護保険施設等への転換意向を把握する必要がある。

また、各都道府県の医療部局と介護部局の密接な連携の下、転換意向調査を実施し、医療機関における転換の意向等を把握した上で、都道府県や市町村の医療、介護担当者等の関係者による協議の場（「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な指針（平成26年厚生労働省告示第354号）第２の二の１の協議の場をいう。」において議論することにより療養病床からの転換の見込量を設定することが重要である。

　現在、各都道府県の医療部局及び介護部局においては、新型コロナウイルス感染症へ対応いただいているところであるが、このような趣旨を御理解の下、転換意向を把握することについて御協力をお願いしたい。なお、調査にあたり、今般の新型コロナウイルス感染症への対応の状況を踏まえ、〆切りについては柔軟に対応するので必要に応じて相談いただきたい。

なお、介護療養型医療施設の設置期限は2024年3月31日とされており、特に2023年4月1日の転換先が未定と回答した医療機関に対しては、当該期限までに計画的に移行等が行われるよう、面談等により個別に検討状況を確認する等の支援をお願いしたい。「未定」との回答であった医療機関に対しては、本年夏頃を目処に、あらためて意向調査を行う予定である。

おって、これらの計画の整合性の確保については、別途通知する予定である。

記

（１）調査対象

　　各都道府県に所在するア及びイとする。なお、４月１日以降、調査対象以外の施設に転換した施設、廃止した施設は調査対象外とする。

　ア　2020年４月１日時点で次の入院基本料を算定している病床を有する医療機関

・療養病棟入院基本料　療養病棟入院料１・２

・療養病棟入院基本料（経過措置療養病棟入院基本料注11に規定される点数）

・療養病棟入院基本料　特別入院基本料

・有床診療所療養病床入院基本料

イ　2020年４月１日時点で介護療養型医療施設の指定を受けている施設

（２）調査内容

　　　別添調査票のとおり。全国集計するため、別添調査票の内容は必ず調査するようお願いします。

また、調査への回答に当たっての留意事項として調査票の送付と併せて調査対象医療機関及び施設に周知すべき内容は次のとおり。

　　・　調査結果を厚生労働省、都道府県、市町村に情報提供すること。

　　・　現時点の状況を把握するものであるが、調査結果に基づき、各市町村は第８期介護保険事業計画のサービス見込量や介護保険料を設定することに留意すること。

　　※　その他、必要に応じて介護医療院の概要及び転換支援策について情報提供を行うこと。

（３）調査結果の提出期限

　　　令和２年７月20日までに厚生労働省（下の「提出先」アドレス）に提出する。未提出の施設があった場合、同年8月17日までに追加で提出する。

（４）調査結果の情報提供

　　令和２年７月20日までに厚生労働省に提出いただいた調査結果について、都道府県をまたぐ利用状況も含めて集計し、７月中に各都道府県へ情報提供しますので、管内市町村保険者への提供をお願いします。

【提出先】

厚生労働省老健局介護保険計画課計画係

Tel:03-5253-1111内線2175

Mail：8kikaigo@mhlw.go.jp